

診察時間帯の意思疎通支援に関する取扱いの変更について

外出系サービスにおける院内介助のうち、診察時間帯（リハビリ等も含む。以下同様）の意思疎通支援について、下記の通り取扱いを変更しますのでお知らせします。

記

1 診察時間帯の意思疎通支援の支援内容について

診察時間帯の意思疎通支援の支援内容について、以下のとおり変更します。

【新しい取扱い】

意思疎通支援において想定する支援内容

- ・発語が困難な障害者に対する独自の方法によるコミュニケーション支援
- ・知的や精神障害者が自分の症状をうまく伝えられない場合などに行うコミュニケーション支援
- ・視覚障害者が診察時間帯に必要とする同行援護による専門的な支援（追加）

2 支給決定について

通院時の意思疎通支援の決定を希望する場合は、支給決定元の区役所または支所へお申し出ください。対象者の方の状況を聞き取った上で、必要性が認められる場合は、意思疎通支援の時間も含めて決定を行います。その際、合わせて受給者証特記事項へ「院内介助可（意思疎通支援あり）」の記載を行います。

3 適用時期

令和8年1月申請分から適用します。

障害者支援課認定支払担当

TEL:052-972-2639

FAX:052-972-4149